

契約保全・収納・保険金 取扱規定

6

契約者貸付・契約者貸付返済

SOMPOひまわり生命契約

契約者貸付・契約者貸付返済

SOMPOひまわり生命契約

■契約者は普通保険約款の規定により、解約返戻金の一定割合を限度として貸付を受けることができます。
なお、貸付金の返済はいつでも可能です。

1. 契約者貸付

〈1〉取扱保険種類と貸付限度

主契約および特約	貸付限度 契約者貸付・自動振替貸付の 元利金を通算
<ul style="list-style-type: none">・終身保険・無選択型終身保険（一時払、保険料回払）・低解約返戻金型終身保険・養老保険・養老保険特約・連生終身保険・連生収入保障保険・特定疾病保障終身保険・個人年金保険（保険料払込中）・こども保険・定額払済（終身）保険に変更後の変額保険・特定疾病前払式終身保険*特定疾病保険金支払による保険料払込免除後も取扱可	解約返戻金の 90%
<ul style="list-style-type: none">・変額保険（終身型）（有期型）・変額保険（V1）（就労不能・介護保障型） *主契約の解約返戻金のみ貸付対象、特約は対象外・変額保険（V2）（死亡保障型） *主契約の解約返戻金のみ貸付対象、特約は対象外・連生終身保険（自由設計型）・個人年金保険（保険料払込後）	解約返戻金の 80%

主契約および特約	貸付限度 契約者貸付・自動振替貸付の 元利金を通算
<ul style="list-style-type: none"> ・定期保険・定期保険特約^{*1} ・遞増遞減設計定期保険^{*1} ・低解約返戻金型定期保険^{*1} ・递増定期保険特約^{*1} ・递増遞減設計定期保険特約^{*1} ・递増定期保険^{*1} ・初期災害保障低解約返戻金型递増定期保険 ・長期傷害保険 ・医療保険 (08) ^{*2} ・医療保険 (2014) ^{*2} ・医療保険 (MI-01) ^{*2} ・総合生活障害保障保険 	解約返戻金の70%

(注) 対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。試算依頼時に再確認を行ってください。

※1 以下の場合、取扱いが可能です。

- ・契約年齢が39歳以下：保険期間の残存期間が15年以上
- ・契約年齢が40歳以上：保険期間の残存期間が10年以上

※2 保険期間が終身、かつ死亡保険金不担保特別付加なしの場合のみ取扱可

〈2〉取扱制限

以下の場合は取り扱いができません。

- (1) 失効契約 (約款上の失効を含む)
- (2) 延長定期保険・自動延長定期保険に変更済みの契約
- (3) 養育年金の支払事由発生後のこども保険契約
- (4) 年金支払開始日以降の個人年金契約
- (5) 貸付金額が1万円未満の契約
- (6) 連生収入保障保険で遺族(高度障害)年金の支払いがあった契約
- (7) APL(自動振替貸付)判定前の場合

〈3〉貸付金の取り扱い

貸付日	<ul style="list-style-type: none"> ・本社からの貸付金振込日 原則として完備した契約者貸付請求書類の本社到着日(14時締切)の翌営業日に支払います。 *一括契約で100件超の支払いの場合は本社到着日から2営業日目
契約者貸付金の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・支払方法は、銀行振込(ゆうちょ銀行含む)のみ ・払出証書での支払いは取扱不可
貸付利息	<ul style="list-style-type: none"> ・年利3.25% (年複利、2017年8月現在) ・利息は日割計算 ・利率については将来変更となる可能性があります。
利息繰入	<ul style="list-style-type: none"> ・利息繰入日は貸付日以後に到来する年単位の契約応当日 既に契約者貸付の残高があり、追加貸付を実行する場合、それまでの経過利息を新たな貸付元本に繰り入れます。
貸付金の返済	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも受付けます。 ・いくらからでも受付けます。 ・保険金支払時、解約・内容変更時など支払発生時に精算します。

〈4〉手続き

以下のいずれかの対応をします。

(1) お客さま自身から電話またはLINEで依頼する

以下の条件を満たす場合には契約者からカスタマーセンターへの直接のお電話、またはLINEでのお手続きで契約者貸付の申込・手続きが完了します（請求書類の提出は不要です）。

海外渡航中の方は電話・LINEでの契約者貸付はお受けできません。

〔受付条件〕

- ①契約者本人による電話・LINE
- ③支払金額300万円以下（証券単位）かつ支払口座は保険料振替口座に限る
- ②個人契約（個人事業主を含む）
- ④口座振替契約かつ保険料振替口座は契約者本人名義に限る
- ⑤初期災害保障低解約返戻金型遞増定期保険でないこと

(2) 必要書類をひまわり生命へ提出する

必要書類は〈5〉必要書類を参照してください。

「契約者貸付制度申込書」、「契約者貸付請求書」は、ひまわりオンラインで印刷します。

(3) 営業サポートセンターへ契約者貸付の依頼をする

営業サポートセンターからカスタマーセンター経由で契約者宛て[※]に必要書類を送付しますので、契約者は、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で本社に返送します。

※送付先を代理店に変更することも可能です。

〈5〉必要書類

書類名	備考										
契約者貸付制度申込書 (1枚目) 契約者貸付請求書 (2枚目)	<ul style="list-style-type: none">・はじめて契約者貸付制度を利用する場合のみ収入印紙 200円を貼付（契約者負担）・印鑑証明書提出時は実印を押印します。（法人契約のみ）・送金先は、契約者本人名義または保険料振替口座を指定してください。										
保険証券	<ul style="list-style-type: none">・保険証券は、最新のものでなくとも取扱可能とします。 ただし、契約者変更が発生している場合は、別人（別法人）からの請求を抑止するため、変更後の保険証券に限ります。・一括契約の場合は、一括保険証券と被保険者名簿が必要です。・紛失時は保険証券再発行手続きを同時にいいますので契約者の公的書類^{※1※4}（法人契約の場合は印鑑証明書原本）^{※5}が必要です。										
契約者の公的書類 ^{※1} ・ 印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none">・印鑑証明書^{※5}は発行日から6か月以内の原本または写しを提出します。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>証券あり</th><th>証券なし</th></tr></thead><tbody><tr><td>支払金額 500万円以下</td><td>不要</td><td>契約者の公的書類^{※1※4} (法人契約の場合は印鑑証明書原本^{※5})</td></tr><tr><td>支払金額 500万円超</td><td>契約者の公的書類^{※1} (法人契約の場合は印鑑証明書原本^{※5})</td><td>契約者の公的書類^{※1} (法人契約の場合は印鑑証明書原本^{※5})</td></tr></tbody></table>			証券あり	証券なし	支払金額 500万円以下	不要	契約者の公的書類 ^{※1※4} (法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{※5})	支払金額 500万円超	契約者の公的書類 ^{※1} (法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{※5})	契約者の公的書類 ^{※1} (法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{※5})
	証券あり	証券なし									
支払金額 500万円以下	不要	契約者の公的書類 ^{※1※4} (法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{※5})									
支払金額 500万円超	契約者の公的書類 ^{※1} (法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{※5})	契約者の公的書類 ^{※1} (法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{※5})									
特定取引に関する届出書 【保全用（個人）または （法人）】	CRSに基づく居住地国届出対象となる保険種類の契約において、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合（「確認済の確認」としない場合）は、居住地国の届出が必要となります。										

書類名	備考
その他	質権設定契約の場合は、上記書類に追加して「契約者貸付同意通知書」「質権設定承認兼質権設定請求書」(質権者から回収)を質権者から取り付けます。なお、印鑑証明書の添付は不要です。

- ※ 1 契約者の公的書類は、次の書類いづれかの写しを提出します。
運転免許証、資格確認書^{※2}、パスポート^{※6}、マイナンバーカード(表面)^{※3}、運転経歴証明書等
- ※ 2 「資格確認書」の取扱いについて
写しを提出する場合、資格確認書は保険者番号、被保険者記号・番号(読み取ると記号・番号が分かるQRコード含む)を復元できない程度にマスキングしてください。
- ※ 3 「マイナンバーカード」の取扱いについて
写しを取得する場合は、必ず表面のみとしてください。万が一、裏面のマイナンバーおよびQRコードの写しが提出された場合、復元できない程度にマスキングしてください。
- ※ 4 対面手続きで以下の条件を満たす場合は、提出不要です。
 - ・法人契約でないこと
 - ・支払金額が500万円以下であること
 - ・親権者および後見人等からの請求でないこと
 - ・質権契約でないこと
 - ・対面で契約者の本人確認を実施していること
 - ・犯罪収益移転防止法対象外の手続きであること
 - ・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること
(ア) 本人確認書類名 (イ) 本人確認済みであること (ウ) 確認者の署名
- ※ 5 印鑑証明書は写し(発行日から6か月以内)の提出でも取扱可能とします。
なお、写しを提出とする場合は、原本と同一サイズの写しを提出してください(縮小不可)。
- ※ 6 氏名・住所および生年月日の記載がある、有効期限内のものに限ります。

〈6〉手続き完了連絡

送付先	通知物	送付時期
契約者	・お手続き完了のご案内 *返済用の郵便振替用紙を同封 ・契約者貸付制度のご案内(チラシ)	手続き完了後、5営業日以内

上記のほか、定期的に以下の通知を行います。

送付先	通知物	送付時期
契約者	お貸付金ご利息の元金繰り入れのお知らせ	変額保険は契約応当月の3か月前の20日頃 定額保険は契約応当月の2か月前の20日頃
	お貸付金返済のご案内	貸付金超過となった月の翌月の20日頃 ＊送付月の翌月末までに超過金額の返済がない場合は失効となり復活の手続きが必要となります。

■帳票見本：ご返済のご案内

ご返済のご案内

いつもお引き立ていただきありがとうございます。

お預けの明細につきましては、別紙のご案内にてご確認くださるようお願いいたします。

お貸付金のご返済は、いつでもお好きな金額でできますが、ご返済の際には下部の解説書用紙をご利用くださいま
すようお願い申し上げます。

手数料もからず返済の簡便化からご返済いただけます。

220207-000427

ご請求金額

(日) (月) (年)

正 赤 番 号

払 込 方 法

払 込 期 月

1回の保険料

年契約保険料

医療保険

「保険料の自動振替貸付」および「契約者貸付」
については裏面をご必ずお読みください。

「返済益利止制度」の施行に伴い、10万円を超える現金でのお
預けは、金融機関窓口で本人確認が必要となり、現金自動預け戻
し機(ATM)での取扱いできませんのでご注意ください。(現金10万
円のキャッシュカードによるお預けはATMで取扱えます)

SOMPOひまわり生命保険株式会社

保険サービス

お問い合わせ先: カスタマーセンター G

TEL 0120-563-506

この用紙と行き違いでお払込みいただいている場合にはご容赦願います。

切り取り紙(切り取ってゆうちょ銀行・郵便局にご提出願います)

SOMPOひまわり生命保険株式会社

12 東京 払 込 取 扱 票 通常払込料金

10)取扱料金番号 11)取扱料金番号

0 0 1 8 0 0 2 2 5 3 5 7

契約番号

SOMPOひまわり生命保険株式会社

料 金

備 考

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

支 払 金

<div data-b

■帳票見本：お貸付金ご利息の元金繰り入れのお知らせ

〈7〉オーバーローン失効

自動振替貸付金(APL)や契約者貸付の元本と利息の合計金額が当該契約の解約返戻金を上回る場合、オーバーローンとなり契約は失効します。

オーバーローンとなった場合、本社は契約者に対してその旨を通知し、自動振替貸付(APL)の返済や契約者貸付の返済を勧奨します(一部返済も可能です)。

オーバーローンとなった月の翌月20日頃本社から「お貸付金返済のご案内」(払込取扱票)を郵送します。返済猶予期限は郵送月の月末日です。

返済猶予期限を超えると失効となります。返済猶予期限の翌月20日頃本社から契約者宛てに「貸付超過失効のお知らせ」を送付します。

■帳票見本：お貸付金返済のご案内（オーバーローン失効）

2. 契約者貸付金の返済

〈1〉返済方法の確認

契約者に連絡し、以下いずれかの返済方法で返済を依頼します。

返済経路	返済日	特記事項
郵便振替	郵便局・ゆうちょ銀行の受付日	払込取扱票は、契約者貸付時・一部返済時および利息繰入時に契約者宛てに送付されています。振込手数料は会社負担となります（コンビニエンスストアでの払い込みは不可）。 *ゆうちょ銀行での現金利用時の加算料金は契約者負担となります。
取扱営業店口座への銀行振込	取扱営業店口座への着金日	振込手数料は契約者負担となります。
取扱営業店への現金持参	取扱営業店受付日	200万円を超える領収の場合には、保険種類に関わらず「本人確認書」の提出が必要なため、契約者に本人確認書類を持参するよう案内します。
代理店経由	取扱不可 *代理店委託契約に含まれないため、返済金の領収はできません。	

〈2〉返済時の注意事項

返済金の振分け	契約者貸付の返済は元利均等返済のみ取り扱います（元金のみ・利息のみの返済はできません）。
返済可能金額	返済額の制限はありません（いつでも希望の金額を返済できます）。
利息計算	利息は日割計算なので、返済日により経過利息は異なります。 貸付経過日数は、貸付日を含まず、貸付日の翌日から返済日を含めた経過日数を計算します。

〈3〉手続き完了連絡

送付先	通知物	送付時期
契約者	・お手続き完了のご案内 *貸付金残高がある場合、払込取扱票を同封します。	手続き完了後5営業日以内に本社から発送します。